

行政委員会の委員の報酬に関する参考資料

《 目 次 》

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 奈良県の主な行政委員会の委員の報酬額 | 1 |
| 2 | 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例 | 2～4 |
| 3 | 主な行政委員会の委員の報酬の全国状況 | 5～6 |
| 4 | 行政委員会の委員の報酬に関する訴訟の全国状況 | 7 |

■奈良県の主な行政委員会の委員の報酬額
(平成22年12月改定)

(単位:円)

常勤監査委員		月額	552,000
教育委員会、 選挙管理委員会、 人事委員会、 公安委員会、 労働委員会、 収用委員会、	委員長	月額	210,700
	委員	月額	192,800
選挙管理委員会	臨時補充員	日額	11,870
労働委員会	公益委員	月額	200,700
監査委員	議会議員	月額	109,300
	委員	月額	210,700
内水面漁場管理委員会		日額	13,760

○委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例

(昭和三十一年十月一日 奈良県条例第三十九号)

(趣旨)

第一条 この条例は、次に掲げる職員の給与その他の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 教育委員会の委員(教育長に任命された委員を除く。)
- 二 選挙管理委員会の委員
- 三 人事委員会の委員
- 四 公安委員会の委員
- 五 労働委員会の委員
- 六 監査委員
- 七 収用委員会の委員
- 八 内水面漁場管理委員会の委員
- 九 前各号に掲げる者を除くほか、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第二号及び第三号に規定する職員(以下「附属機関の委員等」という。)

(常勤の委員の給与)

第二条 前条第六号に掲げる職員のうち常勤の委員(以下「常勤の委員」という。)には、給与として給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(給料)

第三条 常勤の委員の給料額は、別表第一のとおりとする。

- 2 新たに常勤の職員となった者には、その日から給料を支給する。
- 3 常勤の委員が退職、失職、死亡等により常勤の委員でなくなったときは、その日まで給料を支給する。

(地域手当、期末手当及び通勤手当)

第四条 常勤の委員の地域手当、期末手当及び通勤手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

(退職手当)

第五条 常勤の委員の退職手当の額は、退職の日における給料の月額にその者の勤続期間の年数を乗じて得た額に百分の五十五を乗じて得た額とする。

- 2 常勤の委員が任期満了による退職後に引き続いて常勤の委員となった場合における退職手当は、その任期ごとに支給する。

(非常勤の職員の給与)

第六条 第一条各号に掲げる職員のうち非常勤の職員(以下「非常勤の職員」という。)には、給与として報酬を支給する。

(報酬)

第七条 第一条第一号から第八号までに掲げる職員のうち常勤の委員以外の職員(以下「委員会の委員」という。)の報酬の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 附属機関の委員等に支給する報酬の額は、勤務一日につき三万五千百円を超えない範囲内において知事が規則で定める。ただし、勤務の態様等により報酬の額を日額で定めることが適当でないと認めるときは、本文に規定する額との均衡を考慮して、知事が規則で定めることができる。
- 3 第三条第二項及び第三項の規定は、知事が別に定めるものを除くほか、報酬の額が月額で定められている非常勤の職員の報酬について準用する。

(給与の支給等)

第八条 第三条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、常勤の委員の給与の支給等及び報酬の額が月額で定められている非常勤の職員の報酬の支給については、一般職の職員の例による。

- 2 前項の報酬以外の報酬の支給については、知事が定める。

(旅費)

第九条 常勤の委員がその職務のため旅行したときは、その旅行に対し、別表第一に定める額の旅費を支給する。

(費用弁償)

第十条 非常勤の職員がその職務のため旅行したときは、その旅行に対し、費用弁償を行う。

- 2 委員会の委員に支給する費用弁償の額は、別表第二のとおりとする。
- 3 附属機関の委員等に支給する費用弁償の額は、知事が規則で定めるところによる。

(旅費及び費用弁償の額の支給方法)

第十一条 旅費及び費用弁償の額の支給方法は、一般職の職員の例による。

別表第一(第三条、第九条関係)

職		給料額	旅費の額
監査委員	識見を有する者である委員	月額 五五二、〇〇〇円	一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「法」という。)第六条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額。ただ

			し、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号。以下「条例」という。)に定めのある旅費(宿泊料、食卓料及び着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。))を除く。)については、一般職の職員の例による。
--	--	--	--

別表第二(第七条、第十条関係)

職		報酬の額	費用弁償の額
教育委員会	委員長	月額 二一〇、七〇〇円	法第六条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額。ただし、条例に定めのある旅費(宿泊料、食卓料及び着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。))を除く。)については、一般職の職員の例による。
	その他の委員(教育長に任命された委員を除く。)	月額 一九二、八〇〇円	
選挙管理委員会	委員長	月額 二一〇、七〇〇円	
	その他の委員	月額 一九二、八〇〇円	
	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十九条第三項の規定により臨時に補充した委員	日額 一一、八七〇円	
人事委員会	委員長	月額 二一〇、七〇〇円	
	その他の委員	月額 一九二、八〇〇円	
公安委員会	委員長	月額 二一〇、七〇〇円	
	その他の委員	月額 一九二、八〇〇円	
労働委員会	会長である委員	月額 二一〇、七〇〇円	
	公益委員	月額 二〇〇、七〇〇円	
	その他の委員	月額 一九二、八〇〇円	
監査委員	議会議員である委員	月額 一〇九、三〇〇円	
	識見を有する者である委員	月額 二一〇、七〇〇円	
収用委員会	会長である委員	月額 二一〇、七〇〇円	
	その他の委員	月額 一九二、八〇〇円	
内水面漁場管理委員会の委員		日額 一三、七六〇円	

都道府県名	公安委員会				労働委員会				収用委員会								
	区	委員	月額	日額	区	委員	月額	日額	区	委員	月額	日額					
1 北海道	○	295,750		218,400	○	304,577		255,983		238,329	●	27,000	24,000				
2 青森県	◎	98,000	20,000	89,000	18,000	◎	98,000	20,000	84,000	18,000	75,000	18,000	◎	36,000	20,000	32,000	18,000
3 岩手県	○	189,000		171,000		○	189,000		166,000		151,000		○	189,000		171,000	
4 宮城県	○	241,000		202,000		○	241,000		221,000		202,000		○	206,000		171,000	
5 秋田県	○	185,000		172,000		◎	70,000	20,000	57,000	20,000	51,000	20,000	◎	68,000	20,000	30,000	20,000
6 山形県	▲	192,000			25,900	●		28,800		25,900		25,900	●		28,800		25,900
7 福島県	○	241,000		210,000		○	241,000		200,000		181,000		○	151,000		127,000	
8 茨城県	○	208,800		191,700		○	208,800		187,200		180,000		●		20,000		17,000
9 栃木県	○	194,000		177,000		○	194,000		177,000		158,000		○	103,000		83,000	
10 群馬県	○	198,000		173,000		○	198,000		188,000		173,000		●		23,000		20,000
11 埼玉県	○	249,000		215,000		○	249,000		215,000		190,000		○	249,000		215,000	
12 千葉県	○	263,000		240,000		○	263,000		228,000		205,000		○	240,000		203,000	
13 東京都	○	528,000		432,000		○	528,000		471,000		432,000		○	528,000		432,000	
14 神奈川県	○	390,000		360,000		●		41,400		37,600		37,600	●		41,400		37,600
15 新潟県	○	221,000		202,000		○	221,000		202,000		173,000		●		23,000		20,000
16 富山県	○	220,000		200,000		●		29,000		25,000		24,000	●		29,000		24,000
17 石川県	○	200,000		170,000		○	200,000		170,000		150,000		○	100,000		90,000	
18 福井県	○	170,000		160,000		○	170,000		160,000		140,000		●		14,000		13,000
19 山梨県	●		35,000		31,500	●		35,000		31,500		31,500	●		12,700		11,300
20 長野県	○	245,000		192,000		○	245,000		197,000		165,000		●		23,700		15,600
21 岐阜県	○	193,600		167,200		●		38,100		32,900		32,900	●		38,100		32,900
22 静岡県	●		38,900		35,400	●		38,900		35,400		35,400	●		38,900		35,400
23 愛知県	◎	177,300	25,610	157,600	23,640	◎	177,300	25,610	160,555	23,640	143,810	23,640	◎	136,915	25,610	112,290	23,640
24 三重県	◎	71,000	21,000	61,000	21,000	◎	65,000	21,000	59,000	21,000	57,000	21,000	◎	29,000	21,000	25,000	21,000
25 滋賀県	○	199,000		178,000		●		27,800		24,700		24,700	●		27,800		24,700
26 京都府	○	279,000		269,700		○	279,000		269,700		251,100		●		32,800		29,500
27 大阪府	○	292,000		248,000		○	292,000		232,000		184,000		○	292,000		232,000	
28 兵庫県	○	297,000		261,000		○	297,000		261,000		252,000		○	279,000		243,000	
29 奈良県	○	210,700		192,800		○	210,700		200,700		192,800		○	210,700		192,800	
30 和歌山県	○	192,000		169,000		○	192,000		169,000		150,000		○	80,000		70,000	
31 鳥取県	○	191,800		156,000		○	191,000		156,000		135,000		●		26,000		22,000
32 島根県	○	202,500		166,500		○	202,500		166,500		144,000		●		34,560		28,800
33 岡山県	◎	40,500	31,500	31,500	27,000	◎	40,500	31,500	31,500	27,000	27,000	27,000	●		31,500		27,000
34 広島県	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	117,000	22,200	◎	122,000	24,400	106,000	22,200
35 山口県	●		33,000		27,000	●		33,000		27,000		27,000	●		33,000		27,000
36 徳島県	●		27,200		25,800	●		27,200		25,800		25,800	●		27,200		25,800
37 香川県	○	171,900		162,000		◎	41,000	30,000	38,000	28,000	31,000	28,000	◎	41,000	30,000	38,000	28,000
38 愛媛県	○	200,000		180,000		●		30,000		27,000		27,000	●		30,000		27,000
39 高知県	○	208,000		180,000		●		29,000		25,000		25,000	●		29,000		25,000
40 福岡県	○	284,000		246,000		●		35,500		30,700		27,400	●		35,500		30,700
41 佐賀県	○	200,000		172,000		●		28,600		24,300		24,300	●		28,600		24,300
42 長崎県	○	237,000		198,000		○	237,000		198,000		179,000		○	104,000		86,000	
43 熊本県	◎	72,000	25,700	61,000	23,100	◎	73,000	25,700	61,000	23,100	55,000	23,100	◎	43,000	25,700	36,000	23,100
44 大分県	○	215,000		175,000		●		30,000		24,600		24,600	●		30,000		24,600
45 宮崎県	○	212,800		173,850		○	209,000		173,850		157,700		○	94,050		77,900	
46 鹿児島県	○	207,000		173,700		○	207,000		171,900		153,900		○	64,800		54,000	
47 沖縄県	○	214,000		181,000		○	214,000		181,000		163,000		○	214,000		181,000	

主な行政委員会の委員の報酬の全国状況(平成23年8月時点)

【区分】○：月額制、●：日額制、◎：月額と日額の併用制、▲：委員長は月額制、委員は日額制

道府県名	教育委員会				選挙管理委員会				人事委員会				監査委員							
	区分	委員長(月額)	委員(日額)	委員(月額)	委員(日額)	区分	委員長(月額)	委員(日額)	委員(月額)	委員(日額)	区分	委員長(月額)	委員(日額)	委員(月額)	委員(日額)	区分	委員長(月額)	委員(日額)	委員(月額)	委員(日額)
1 北海道	○	304,577		264,810		○	295,750		218,400		○	304,577		264,810		○	-		127,400	
2 青森県	◎	98,000	20,000	89,000	18,000	◎	98,000	20,000	84,000	18,000	◎	98,000	20,000	89,000	18,000	◎	88,000	18,000	50,000	18,000
3 岩手県	○	189,000		171,000		○	189,000		171,000		○	189,000		171,000		○	227,000		96,000	
4 宮城県	○	241,000		202,000		○	241,000		202,000		○	241,000		202,000		○	395,000		141,000	
5 秋田県	○	185,000		172,000		◎	70,000	20,000	57,000	20,000	◎	70,000	20,000	57,000	20,000	◎	常勤のみ		37,000	20,000
6 山形県	▲	192,000			25,900	●		28,800		25,900	▲	192,000			25,900	●		25,900		25,900
7 福島県	○	241,000		210,000		○	241,000		210,000		○	241,000		210,000		○	400,000		137,000	
8 茨城県	○	208,800		191,700		○	196,200		178,200		○	208,800		191,700		○	211,500		119,700	
9 栃木県	○	194,000		177,000		○	194,000		177,000		○	194,000		177,000		○	194,000		116,000	
10 群馬県	○	198,000		173,000		○	198,000		173,000		○	198,000		173,000		○	342,000		138,000	
11 埼玉県	○	249,000		215,000		○	249,000		215,000		○	249,000		215,000		○	249,000		88,700	
12 千葉県	○	263,000		240,000		○	240,000		203,000		○	263,000		240,000		○	282,000		140,000	
13 東京都	○	528,000		432,000		○	528,000		432,000		○	528,000		432,000		○	432,000		239,000	
14 神奈川県	●		41,400		37,600	●		41,400		37,600	●		41,400		37,600	▲	600,000			37,600
15 新潟県	○	221,000		202,000		○	221,000		202,000		○	221,000		202,000		○	571,000 以内		181,000	
16 富山県	●		29,000		26,000	●		29,000		24,000	●		29,000		26,000	○	220,000		120,000	
17 石川県	○	200,000		170,000		○	170,000		150,000		○	200,000		170,000		○	常勤のみ		120,000	
18 福井県	○	170,000		160,000		○	150,000		140,000		○	170,000		160,000		○	320,000		120,000	
19 山梨県	●		35,000		31,500	●		35,000		31,500	●		35,000		31,500	●		31,500		31,500
20 長野県	○	282,000		197,000		○	191,000		151,000		○	227,000		197,000		○	245,000		114,000	
21 岐阜県	●		38,100		32,900	●		38,100		32,900	●		38,100		32,900	○	206,800		136,400	
22 静岡県	●		38,900		35,400	●		38,900		35,400	●		38,900		35,400	●	常勤のみ			35,400
23 愛知県	◎	177,300	25,610	157,600	23,640	◎	177,300	25,610	157,600	23,640	◎	177,300	25,610	157,600	23,640	◎	246,250	23,640	81,755	23,640
24 三重県	◎	76,000	21,000	65,000	21,000	◎	65,000	21,000	57,000	21,000	◎	65,000	21,000	57,000	21,000	◎	76,000	21,000	57,000	21,000
25 滋賀県	○	199,000		178,000		○	199,000		178,000		○	199,000		178,000		○	233,000		110,000	
26 京都府	○	306,900		279,000		▲	279,000		29,500		○	279,000		269,700		○	269,700		102,300	
27 大阪府	○	292,000		248,000		○	292,000		232,000		○	292,000		248,000		○	340,000		184,000	
28 兵庫県	○	297,000		261,000		○	297,000		261,000		○	常勤		261,000		○	261,000		82,500	
29 奈良県	○	210,700		192,800		○	210,700		192,800		○	210,700		192,800		○	210,700		109,300	
30 和歌山県	○	234,000		173,000		○	192,000		169,000		○	192,000		169,000		○	169,000		117,000	
31 鳥取県	○	191,000		156,000		●		26,000		22,000	○	191,000		156,000		○	228,000		89,000	
32 島根県	○	202,500		166,500		●		34,560		28,800	○	202,500		166,500		○	243,000		94,500	
33 岡山県	◎	40,500	31,500	31,500	27,000	◎	40,500	31,500	31,500	27,000	◎	40,500	31,500	31,500	27,000	◎	40,500	31,500	18,000	27,000
34 広島県	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	◎	143,000	22,200	106,000	22,200
35 山口県	●		33,000		27,000	●		33,000		27,000	●		33,000		27,000	●		27,000		27,000
36 徳島県	●		27,200		25,800	●		27,200		25,800	●		27,200		25,800	●		25,800		25,800
37 香川県	○	171,900		162,000		◎	41,000	30,000	38,000	28,000	○	171,900		162,000		○	304,200		96,300	
38 愛媛県	●		30,000		27,000	●		30,000		27,000	●		30,000		27,000	○	300,000		135,000	
39 高知県	○	208,000		180,000		●		29,000		25,000	○	208,000		180,000		○	208,000		104,000	
40 福岡県	○	284,000		246,000		●		35,500		30,700	○	284,000		246,000		○	246,000		90,000	
41 佐賀県	○	200,000		172,000		●		28,600		24,300	○	200,000		172,000		○	228,000		131,000	
42 長崎県	○	237,000		198,000		○	237,000		198,000		○	237,000		198,000		○	214,000		179,000	
43 熊本県	◎	86,000	25,700	61,000	23,100	◎	63,000	25,700	50,000	23,100	◎	72,000	25,700	61,000	23,100	◎	72,000	25,700	32,000	23,100
44 大分県	○	230,000		180,000		●		30,000		24,600	○	215,000		175,000		○	210,000		130,000	
45 宮崎県	○	222,300		173,850		○	173,850		145,350		○	212,800		173,850		○	常勤のみ		127,300	
46 鹿児島県	○	236,700		176,400		○	182,700		148,500		○			171,900		○	210,600		90,000	
47 沖縄県	○	222,000		195,000		○	188,000		162,000		○	214,000		181,000		○	199,000		125,000	

○行政委員会の委員の報酬に関する訴訟の全国状況

(平成23年10月時点)

団体	内容	裁判所	判決日	判決内容
滋賀県	公金支出差し止め	大津地裁	21.1.22	原告請求認容
		大阪高裁	22.4.27	原判決一部取消
兵庫県	公金支出差し止め 損害賠償、 不当利得返還	神戸地裁	22.4.27	原告請求棄却
		大阪高裁	22.11.4	原告請求棄却
姫路市	公金支出差し止め 不当利得返還	神戸地裁	22.7.6	原告請求棄却
		大阪高裁	23.3.29	原告請求棄却
愛知県	公金支出差し止め	名古屋地裁	22.7.15	原告請求棄却
		名古屋高裁	23.2.10	原告請求棄却
川崎市	公金支出差し止め	横浜地裁	22.8.4	原告請求棄却
		東京高裁	22.12.22	原告請求棄却
東京都	公金支出差し止め	東京地裁	22.9.30	原告請求棄却
		東京高裁	23.3.2	原告請求棄却
神戸市	損害賠償 不当利得返還	神戸地裁	22.12.7	原告請求棄却
		大阪高裁	23.7.27	原告請求棄却
栃木県	公金支出差し止め	宇都宮地裁	22.12.16	原告請求棄却
		東京高裁	23.10.12	原告請求棄却
京都市	不当利得返還	京都地裁	22.12.21	原告請求棄却
		大阪高裁	23.5.24	原告請求棄却
徳島県	損害賠償	徳島地裁	23.3.18	原告請求棄却
奈良県	公金支出差し止め	奈良地裁	23.6.16	原告請求棄却
仙台市	公金支出差し止め	仙台地裁	23.9.15	原告請求認容 (一部棄却)